

広島県告示第五百五十八号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和四十四年法律第五十七号）第三条第一項の規定によって、次の土地の区域を急傾斜地崩壊危険区域として指定する。

平成二十五年七月一日

広島県知事 湯 崎 英 彦

一 急傾斜地崩壊危険区域の名称  
皆美六六六地区（追加）

二 急傾斜地崩壊危険区域の表示

次に掲げる土地に存する標柱一号から五号を順次結んだ線、標柱五号から七号までを昭和五十三年三月二十日広島県告示第二百三十一号（以下「告示A」という。）で指定した土地に沿って結んだ線、標柱一号から七号までを昭和四十七年三月三十一日広島県告示第二百八十二号（以下「告示B」という。）で指定した土地に沿って結んだ線に囲まれた土地の区域。

ただし、標柱一号は「告示B」で指定した土地に存する標柱二号と三号を結んだ線上に存し、標柱五号から七号は、「告示A」で指定した土地に存する標柱四号から二号と同一とし、また、標柱七号は「告示B」で指定した標柱三号と同一とする。

郡市・区	町			地番	標柱番号
呉市	仁方皆美町			六六五番一	標柱一号及び二号
		六六四番一		標柱三号、六号及び七号	
		三九〇三番五		標柱四号	
		三九〇三番八		標柱五号	